

複数工事グループ指名・抽選移行方式実施要領

平成 12 年 3 月 10 日決裁

（趣旨）

第 1 条 この要領は、本市発注の建設工事の指名競争入札において、談合防止及び厳正かつ公平な入札執行を確保するため、複数工事グループ指名・抽選移行方式を採用するに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象工事規模）

第 2 条 対象工事規模は、設計価格 1 千万円以上で、羽島市業者指名審査委員会が指定した工事とする。

（対象工事種別）

第 3 条 対象工事種別は、土木一式工事・舗装工事・水道施設工事とし、同一工事種別内で同規模工事複数を指定するものとする。

（指名対象業者数）

第 4 条 指名対象業者数は、指名基準の指名業者数に、複数本分を乗じた業者数をする。

（委任規定）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、必要となる事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。